

## 岐阜大会開催に向けて

全国肢体不自由養護学校PTA連合会

会 長 木 村 知 鶴

平成 18 年 6 月の通常国会において「学校教育法の一部改正」「教育職員免許法の一部改正」が可決され、平成 19 年 4 月から盲・聾・養護学校を法令上、特別支援学校に改めます。この大きな教育の改正は昭和 22 年に新特殊教育制度となつてから 60 年ぶりの新しい教育制度となります。

これまでも全国肢体不自由養護学校PTA連合会では様々な場において教育の向上、そして福祉の向上を願い要望を伝えてきましたが、子どもたちが学校生活においても地域社会においても充実した人生を送ることが出来るようにこれからも伝え続けていく努力をし、保護者の役割を改めて考えPTA活動、地域活動へと参画して行きたいと思っております。

平成 18 年度の全国肢体不自由養護学校PTA連合会総会およびPTA・校長会合同研究大会は第 49 回目の全国大会となり、8 月 21 日・22 日の両日に岐阜県にて開催されます。昨年に引き続き 1 日目に分科会、2 日目にシンポジウムを行います。分科会においては、いままでの分科会をよりテーマを明確に「子どもたちをとりまくネットワーク」とし、「学校」「地域」「福祉」「労働」「医療」「機器」の 6 分科会に致しました。ネットワークを通して、繋がりを持っていく事は子ども達だけではなく保護者にも重要なことになると思います。これからの制度改正、学校の取り組みなどに広く関わっていく為に分科会も新しいものになったとご理解ください。そして、シンポジウムでは、「保護者から見た特別支援教育への期待と展望」をテーマ

にお話を伺います。岐阜県の保護者から、それぞれの思いを発表して頂き、シンポジストの方々に現在の国の動向を伺えればと思っております。また、この全国大会で 49 回目となりますが、半世紀を迎える前に歴史を振り返り、記念鼎談を企画致しました。ご参加は全肢P連第 4 代会長の埜野氏、そして、昨年まで国立特殊教育総合研究所理事長でいらして、また文科省元特殊教育調査官でもあった細村先生と全国特別支援教育推進連盟理事長の三浦先生のお三方です。三浦理事長は長い間肢体不自由校の教職員であり、全国肢体不自由養護学校長の会長を務められて、最後を都立光明養護の校長先生で退職なさいました。現在でも肢体不自由教育に関わっておられます。私たち保護者には実は一番身近な先生になります。このお三方にそれぞれのお立場からお話して頂き、保護者の皆様にはこれまでの肢体不自由教育を知り、これからの新しい肢体不自由教育に取り組んで行く為の糧となればと考えております。記念大会を迎える前年の第 49 回で記念鼎談を開く事は本当に深い意義があります。

岐阜県の清らかな長良川にて、この夏、全国の皆様にお会いできることを楽しみにしております。中部地区肢体不自由養護学校PTA連合会ならびに校長会は、主管校の岐阜県立関養護学校を中心にこの歴史あるPTA・校長会合同研究大会を今まで以上に意義のある大会にしたいと力を合わせております。どうぞ宜しくお願い致します。

## 肢体不自由養護学校から特別支援学校へ

全国肢体不自由養護学校長会

会 長 池 田 敬 史

本会顧問である村田茂先生はその著書の中で、東京帝国大学の整形外科医でこの教育の始祖である高木憲次博士が昭和 4 年当時、「肢体不自由」という名称を提唱した時の逸話を紹介しています。

「学齢期を闘病のみに消光、不就学ながら頭脳明晰、丁年と

なつて宿病癒るや、検定にて資格取得。一高、大学の難関を軽く突破し、遂に国会議員・大臣として活躍しておられる某名士(元厚生大臣橋本龍伍氏のこと)が、当時一患児として、余の質問に答えて曰く『新名称に就いて別に案はない。唯名称選定に対して意見はある。僕は何も、ヤレ具わずとか或いは欠け

ているところありと批判されたくない。殊に姿や動作・形を批判表現されるような名称と呼ばれたくない。自分は唯自分自身が不自由に感じている丈のことであって、その上、なにも他人から余計な批判をされなければならない責務も負い目もない筈だ。従って名称に就いても、一切他人から批判されるような名称には我慢できない』というはっきりした意見を述べた。これに力を得た高木博士は「肢体不自由」の名称を提唱し、現在に至っている。」以来75年間、「肢体不自由」は社会通念や価値体系が変遷する中であって、医学的にも教育的にも人権の視点からも揺るぎない名称として継承されています。

本年6月15日に衆議院において、改正学校教育法が全会一致で可決成立しました。

盲学校、聾学校、養護学校は障害種別を超えた特別支援学校に一本化されます。また、特別支援学校では在籍する児童生徒の教育の他に、障害により教育上特別の支援を必要とする小中

学校等の児童生徒の教育に関し、必要な助言又は援助を行うように努めることが明示されました。特別支援学校は本格的にそのセンター的機能の充実に努めることが必要となりました。今回の法改正は昭和22年の学校教育法による特殊教育と養護学校の制度化、昭和54年の養護学校教育の義務制施行に続く第3の養護学校改革といえると思います。特別支援教育においては、これまで肢体不自由養護学校が担っていた教育の専門性をさらに高め、地域のセンター校として、その地域で生活する障害や困難のある子どもたちを地域ぐるみで支えていくことが求められます。特別支援学校になっても75年の肢体不自由教育の研鑽と実践の歴史はいささかも揺るぎことなく一層進化していくものと確信しています。

発達障害者支援法成立の最大の功労者である橋本龍太郎元総理の訃報に接し、父君である橋本龍伍少年と高木博士の逸話を思い返しました。

# 特別支援教育を推進するための制度改正について

## —学校教育法等の一部改正—

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

特殊教育調査官 下山直人

### はじめに

去る6月15日に開催された衆議院本会議において、政府提案の「学校教育法等の一部を改正する法律案」が可決・成立し、6月21日に公布されました。

改正された法律（以下、「改正法」という。）は、昨年12月8日にとりまとめられた中央教育審議会答申（「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」、以下「中教審答申」という。）の提言を踏まえ、現在の盲・聾・養護学校の区分をなくし特別支援学校とし、特別支援学校の教員の免許状を改めるとともに、小中学校等において特別支援教育を推進するための規定を法律上に位置づけたものです。

昭和22年、学校教育法制定の際に、「特殊教育」の章が設けられ、盲・聾・養護学校や特殊学級について規されました。その「特殊教育」という用語が「特別支援教育」に改められました。このことは、単なる用語の変更ということだけではなく、特別な場で行う「特殊教育」から一人一人にニーズに応ずる「特別支援教育」へという基本的な考え方の転換を含んでいます。「特殊教育」制度発足以来約60年ぶりに、障害のある子どもの教育制度が、その考え方も含めて見直されたものです。

本稿では、改正内容の概要を紹介するとともに、今後の肢体不自由教育の在り方についても考えてみたいと思います。

### 1 「特別支援学校」制度の創設

これまで、学校教育法第1条では、「この法律で、学校とは、小学校、中学校、高等学校、・・・盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする」と規定されていました。改正法では、「盲

学校、聾学校、養護学校」が、「特別支援学校」と改められ、「この法律で、学校とは、小学校、中学校、・・・特別支援学校及び幼稚園」となりました。

右ページの図をご覧ください。これまでは、障害の程度が比較的重い児童生徒に対して、障害の種類ごとに盲学校、聾学校、養護学校と別々の学校を設置してきました。その「盲・聾・養護学校の制度を弾力化し、設置者の判断により、複数の障害種別を教育の対象とする」特別支援学校に一本化されました。

それでは、特別支援学校制度とはどんなもののでしょうか。具体的にみていきましょう。

#### (1) 地域の実態に応じた学校の配置を促進

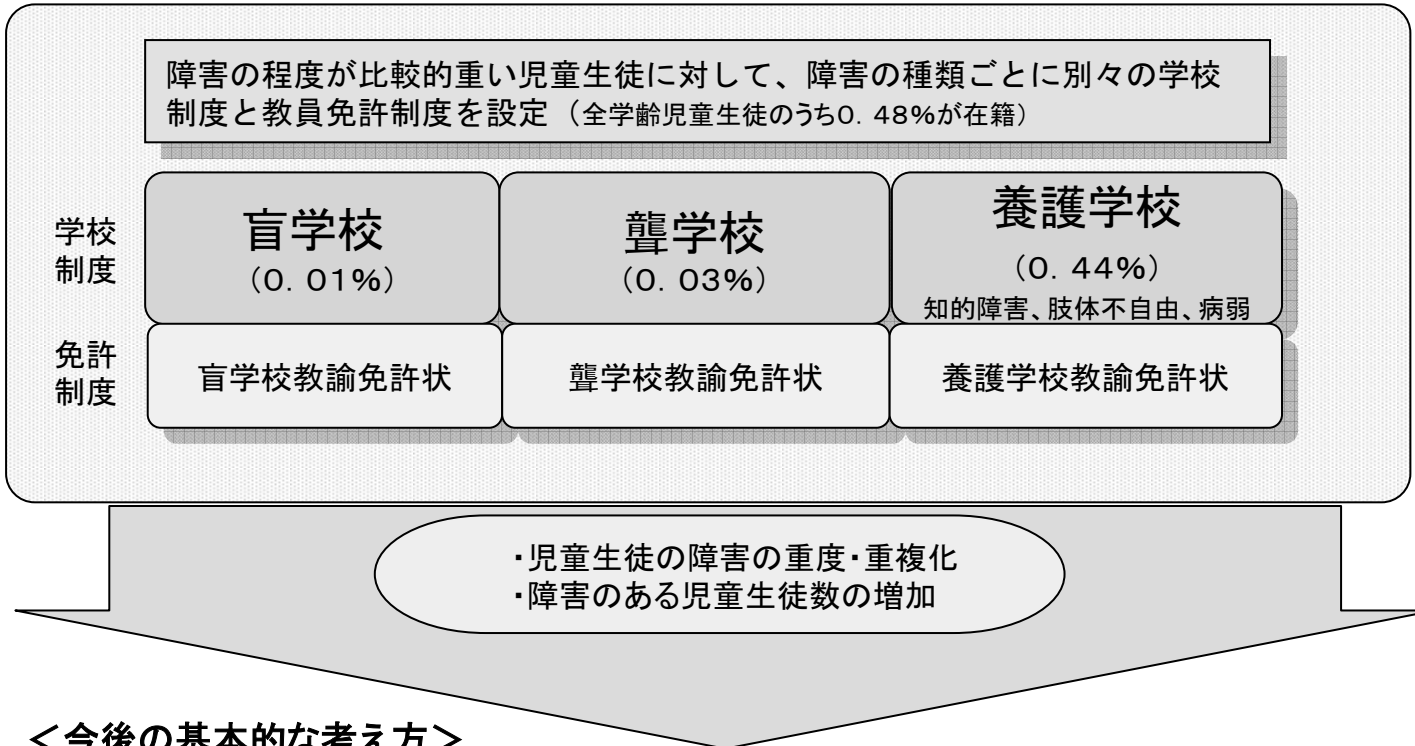
これまでは障害の種類ごとに盲学校、聾学校、養護学校が設置され、養護学校も多くは、知的障害、肢体不自由、病弱と障害種別ごとに設置されていました。このため地域によっては、肢体不自由養護学校の設置数が少なく、就学と同時に寄宿舎に入る、長い通学時間を余儀なくされるという状況がありました。

しかし、近年、盲・聾・養護学校に在籍する子どもの障害が重度・重複化していることや、地域の身近な学校に通学させたという要望などから複数の障害種別の子どもが在籍する学校が増えてきました。また、障害のある児童生徒数が増加し、その対応として学校の新設や再配置を検討する自治体があり、肢体不自由と知的障害とを併置する例などが見られるようになってきました。

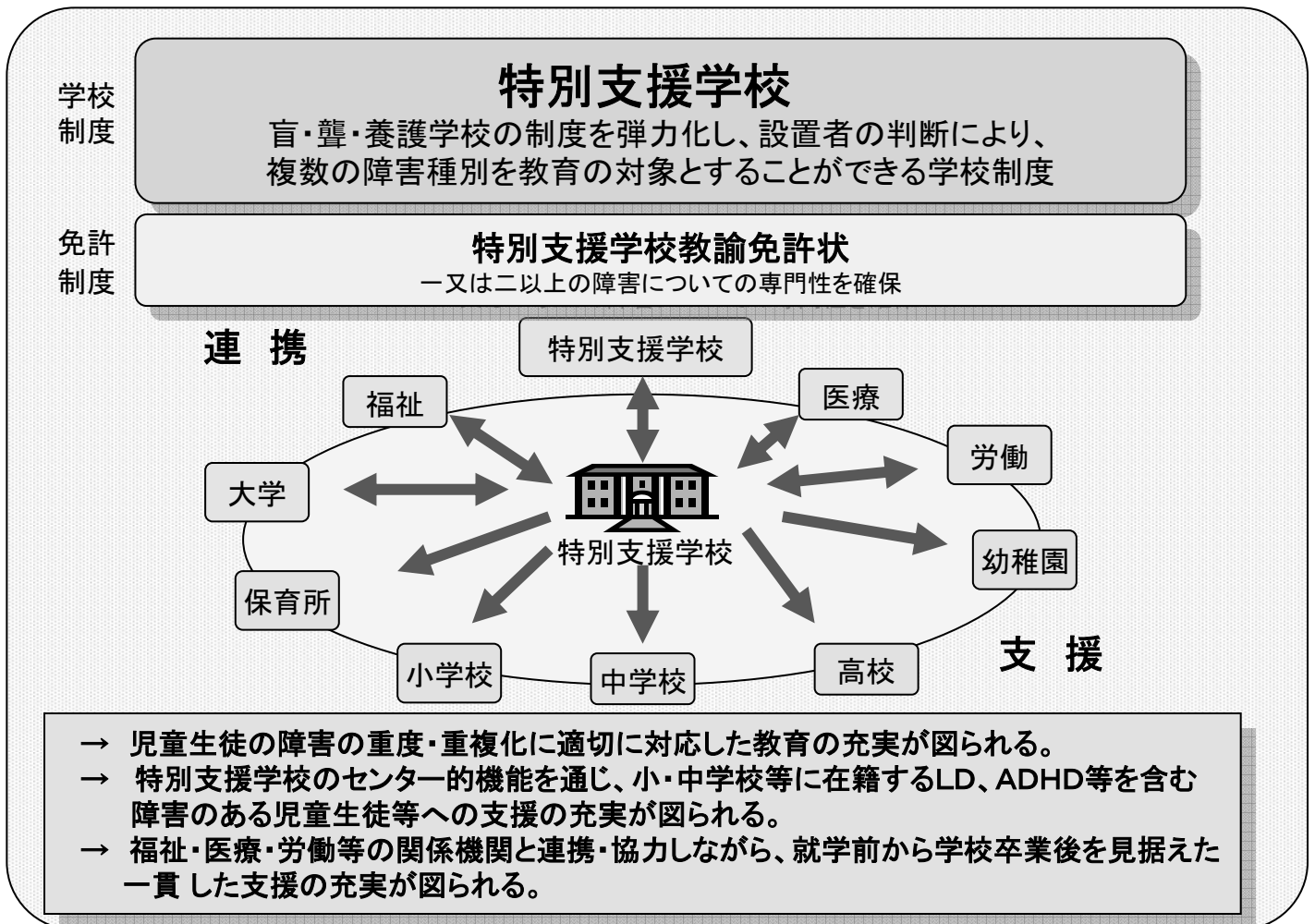
そうした状況を踏まえ、地域の実態に応じて学校の設置を弾力的にできるよう障害の種類を越えた「特別支援学校」の制度にするものです。複数の種類に対応した学校の設置が増えるこ

# 盲・聾・養護学校から特別支援学校へ(制度の弾力化)

## <現 状>



## <今後の基本的な考え方>



とによって、結果として、子どもたちが地域の身近な所で教育が受けられるようになることが期待されます。特別支援学校制度においては、従来のように特定の障害種に対応した学校も複数の障害種に対応した学校も設置が可能です。どのような学校を配置するかは、都道府県等の設置者に委ねられています。これは、地方分権の考え方を踏まえたものであり、特別支援学校の制度は、地域の実態に応じた学校の設置をしようとする自治体の取り組みを後押しするために、国の制度を弾力化したものです。

## (2) 地域におけるセンター的機能の明確化

特別支援学校においては、在籍する子どもの教育を行うほか、小中学校等に在籍する子どもの支援に努めることが規定されました。

こうした地域における特別支援教育のセンターとしての役割については、これまでも学習指導要領に、教育相談に関する記述がありましたが、今回は国会で定める法律に規定された訳でその位置付けがより明確になったと言えます。

前ページの図の下半分を見てください。「特別支援学校」から「小学校」、「中学校」、「福祉」、「医療」などに矢印が出ています。地域にある様々な機関とともに、障害のある子どもの教育と支援にあたっていくという「センター的機能」を示したものです。センター的機能には二つの側面があります。

### ① 小中学校等の支援のセンター

一つは、小中学校等に在籍する障害のある子どもの支援で、いわば対外的支援という側面です。前ページ図で、「特別支援学校」から「保育所」、「小学校」、「中学校」、「高校」、「幼稚園」に矢印が出ていることがこれに該当します。これらの学校等には、肢体不自由があって通常学級や特殊学級で学んでいる子どもがおり、毎年増加する傾向にあります。身体の動きや脳性まひ等による学習の困難さに配慮した指導がなされていますが、より専門的な助言や援助が求められています。場合によっては、肢体不自由養護学校の施設・設備や教材等が役立つこともあります。肢体不自由養護学校に、地域の肢体不自由教育のセンターとしての機能を果たすことが期待されています。

また、近年、小中学校の通常学級に、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）などの子どもが多数在籍し、支援の必要性があることが明らかになってきました。小中学校における支援体制の整備が緊急の課題ですが、障害のある子どもの支援のノウハウを持つ特別支援学校からの支援も期待されています。既に、多くの地域で現在の盲・聾・養護学校教員が、校内研修会の講師となったり、指導の仕方についてアドバイスするなどして大きな成果が上がっています。こうした役割を一層果たしていくことが求められています。

### ② 地域の関係機関との連携・協力のセンター

センター的機能のもう一つの側面は、特別支援学校が、地域の関係機関と連携・協力していくセンターになることです。①が対外的支援であるのに対して、こちらは、在籍している子どもに関することで、関係者や専門機関と連携・協力した教育や支援を一層充実させていこうとするものです。前ページの図で、「特別支援学校」から、「大学」、「福祉」、「他の特別支援学校」、「医療」、「労働」に双方向の矢印が出ていることが該当します。

具体例としては、学校と子どもがかかわっている医療・福祉・労働機関等が相互に情報を交換する、授業の改善のために大学の研究者の助言を受ける一方で大学生に実習の機会を提供する、特別支援学校同士がそれぞれの専門的な内容について援助しあう、といったことが上げられます。最近、学校の教員と保護者、支援の関係者が一緒に「個別の教育支援計画」を作る取り組みが始まっていますが、その取り組みも学校がセンターになって連携・協力を進めるものと言えます。

現在の盲・聾・養護学校に在籍している子どもの教育や支援を、就学前から卒業までという視点と学校生活だけでなく地域生活も含めた視点から、関係者・機関が相互に協力しあって支援を行うことを、一層進めていくことが重要です。

## 2 教職員免許についての改正

これまでは、盲学校、聾学校、養護学校が別々に設置されており、それに対応して教員の免許状も別々になっていましたが、特別支援学校の創設に伴い、担当する教員の免許状も「特別支援学校教諭免許状」として一本化されました。

特別支援学校の教員には、児童生徒の障害の重度・重複化や小中学校等の支援などの今日的課題に対応する内容を幅広く学んでもらうと同時に、障害に対応した専門性を身につけることが求められます。今回の免許法の改正では、総合性と専門性が確保できるよう改善が図られたところです。

## 3 小中学校における特別支援教育の推進

これまで、小中学校における障害のある子どもの教育は、「特殊学級」や「通級による指導」（ほとんどの授業を通常の学級で受け、週に数時間障害に応じた特別な指導を受ける教育の形態、例えば「ことばの教室」など）を中心に進められてきました。法律上もそのような位置づけがなされてきました。

今回の改正では、小中学校等において、教育上特別の支援を必要とする児童生徒等に対して、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことが新たに規定されました。この規定は、通常の学級に在籍する障害のある子どもを含め、支援を必要とする子どもを対象に特別支援教育を推進することを明確にしたものです。学ぶ場がどこであろうとニーズのある子どもは支援をする訳ですから、特別支援教育は全ての教員によって取り込まれなければなりません。

これは、従来、とすれば障害のある子どもの教育は担当者以外にはあまり関係がないという意識が少なからずあった小中学校において、大きな変革であり、全ての教員の意識改革を迫るものです。

また、「特殊教育」から「特別支援教育」への用語の変更を踏まえ、小中学校に置くことができる「特殊学級」の名称も「特別支援学級」に改められました。

## 4 国会審議と付帯決議について

国会では、30時間以上に及ぶ委員会審議を中心に、幅広い議論が行われました。結果として法案は全会一致で可決しましたが、様々な課題も指摘され、衆参両議院において付帯決議がありました。

付帯決議の主なものとしては、センター的機能の十分な発揮、

特別支援学校の教員免許状の取得促進、就学先の指定に際しての本人・保護者の意向の十分な聴取及び相談機能の充実、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習の積極的な推進、就労のための支援に努めることなどです。

また、肢体不自由教育に関わって、理学療法士（PT）や作業療法士（OT）など専門家を一層活用すべきとの指摘もありました。社会人を教員として採用する制度を積極的に活用する必要があることなどが議論されました。

## 5 今後の肢体不自由教育について

### (1) 地域における肢体不自由教育の在り方

19年4月から盲・聾・養護学校は特別支援学校になりますが、全ての特別支援学校がただちに複数の障害種を対象とした学校になる訳ではありません。今回の法改正は、複数の障害種を対象とした学校が設置しやすくなるよう制度の弾力化を図ったものです。個々の学校がどのような障害種を対象としていくかは、学校を設置している都道府県等の教育委員会が、地域の実態に応じた学校の配置をどのように考えていくかによります。

既に、地域における特別支援学校の在り方や配置を検討する委員会を設置している地域や検討会等からの報告書などをもとに新たな学校設置を進めている地域もあります。

例えば、肢体不自由と知的障害や肢体不自由と病弱など複数の障害種を対象にした学校の新設、既存の養護学校への新たな障害部門の増設（例えば、知的障害教育養護学校への肢体不自由教育部門の設置など）、小中学校等の空き教室などを活用した養護学校の分校や分教室の設置などの動きが見られます。

中教審答申では、各都道府県が特別支援学校の制度を活用し、今後の配置を検討していく際に、次のような視点を十分考慮すべきであると提言しています。

- ア. 可能な限り複数の障害に対応できるようにすること
  - イ. できる限り地域の身近な場で教育を受けられるようにすること
  - ウ. 同一障害の幼児児童生徒による一定規模の集団が学校教育の中で確保されること
  - エ. 各障害種別ごとの専門性が確保され、専門的指導により幼児児童生徒の能力を可能な限り発揮できるようにすること
  - オ. 特別支援教育のセンター的機能が効果的に発揮されること
- 各学校のPTAには、以上のような視点を踏まえつつ、各地域による肢体不自由教育がどうあったらよいかについて、当事者としての考えや要望をまとめていくことが求められていると考えます。

### (2) 肢体不自由教育の専門性向上

保護者の中には、特別支援学校になるといろいろな障害の子どもが同じ場で教育を受けることになり、動くことができない子どもたちは危険な目にあうのではないかと心配されている方もいるのではないのでしょうか。こうした点は、心配しなくてよいと考えています。

それは、特別支援学校においても、従来の「肢体不自由」等の障害種別に配慮した学級編成、施設・設備、教員配置の在り方などは変わらないからです。

障害の重度・重複化への対応やできるだけ身近な地域で教育

を受けられるようにするために、障害種別を超えた学校制度への弾力化は必要です。しかし、それは、前述の中教審答申でも指摘されているように、子どもの障害に応じた教育の専門性がしっかり確保した上でのごことでなければなりません。

肢体不自由教育がこれまで培ってきた、身体の動きの不自由さや経験の乏しさを踏まえた学習指導、医療との連携による自立活動や医療的ケア、積極的な機器活用などその指導の専門性は、特別支援学校において、むしろ大事にされ、より高めていくことが求められます。

現在、肢体不自由養護学校では、教員研修の充実や指導体制の見直しなどにより専門性の向上に積極的に取り組んでいます。指導体制の見直しでは、障害に対応した専門的な指導をするための「自立活動部」などの校内組織を新設・強化したり、その指導に専任にあたる教員を計画的に養成するなどしています。また、PT、OTなどの医療の専門職を学校の職員としたり、医療機関にいるPT、OTなどとの連携を深めたりしています。しかし、先に述べたとおり、こうした専門性に対する取り組みが、なお、不十分であるとの指摘が国会であったことは重く受け止めなければなりません。

特別支援学校への移行にあたり、肢体不自由教育の専門性向上に向けた取り組みを一層進めることが重要です。保護者の皆様には、教育のサービスを受ける立場からご意見をいただき、ともに特別支援学校における肢体不自由教育を育てていただくようお願いします。

### (3) 一人一人のニーズに応える教育の実現

特別支援教育の目指すところは、つまるところ一人一人の子どもニーズに応じた教育と支援を実現するところにあります。そのための具体的手だてとして「個別の教育支援計画」への取り組みが各学校で進められていることと思います。これは、学校だけで作るものではなく、保護者も、地域で子どもの支援に関係する方々も一緒になって作っていくものです。この計画に参加する人々の連携と協力によって、一人一人の子どもの教育と支援を充実させていくことが期待されます。学校にはできるところからの連携を、保護者の方には計画づくりへの積極的な参加をお願いします。

### おわりに

特別支援教育への取り組みは、制度改正に先んじてこの数年進められてきています。個別の教育支援計画の取り組みも小中学校への支援なども既に始まっています。今回の法改正は、そうした動きをより確かなものとし、国としてしっかりとした方向付けをしたものであり、その意味では「新たなスタート」と言えるものです。

保護者の皆様に、この制度改正の趣旨を十分ご理解いただくとともに、一般の方々に特別支援教育のご理解をいただくようPTAとしても積極的な取り組みをお願いするしだいでです。

---

(参考) 改正法に関する文部科学省のホームページ

「学校教育法等の一部を改正する法律の公布について」

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/010.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/010.htm)

# 障害者自立支援法について

厚生労働省障害福祉課

茅 根 孝 雄

全国肢体不自由養護学校PTA連合会の皆様、厚生労働省障害福祉課の茅根と申します。

この4月に、栃木県那須塩原市にある国立塩原視力障害センターでの2年間の勤務からこちらに赴任してきました。そこで2年間、視覚障害のある方への生活支援と生活訓練、その前2年間は厚生労働省で生活保護の監査指導、その前10数年間は国立身体障害者リハビリテーションセンターで主に肢体不自由、視覚障害の方々の生活支援を担当しており、今回参加されている養護学校を卒業された方も何人か担当させていただきました。

さて、この4月に障害者自立支援法が施行されました。今までの障害福祉サービスの在り方を大きく変える法律ですので、関係者の方々には期待と不安とが入り交じっていることと思います。

この法律の概要については今までに様々な場面で説明されてきていますので、皆様に係る主な部分について触れることとします。

一点目は、新たな就労支援事業を創設し雇用政策との連携を強化する等、就労支援の抜本的強化を図ったことです。これは、養護学校の卒業生に限ったことではないのですが、今までありがちであった「就労は難しそうだ」→「一般就労困難」→「授産施設あるいは作業所等の利用」という、現在ある施設等に利用者をあてはめていくというステレオタイプの支援から、「就職したい」という希望を持つ利用者については、まずはその意向

に沿って支援を開始し、また、支援の方法も時期や場所を限定的に考えるのではなく、その方のライフステージを通じて、かつ、地域における福祉、教育、保健、医療、雇用等の関係者の連携した支援を行っていくというものです。就労支援の例を挙げましたが、これは言い換えれば、他の分野にも共通して、その方の「できること」に視点を据えた支援と言えましょう。

二点目は、地域生活支援事業を含めて「地域づくり」という考え方が明確に打ち出されたことです。障害者自立支援法第一条には「障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現」という目的が掲げられており、障害福祉を計画的かつ総合的に行う責務を市町村に課すと共に、福祉サービスの実施主体を市町村に一元化しました。この障害福祉計画は、その地域の住民である皆さん方の意見も聞いて作ることとなる「市町村福祉計画」が基となりますので、皆さん方が地域の実情に応じて意見を出し合い、地域毎の特徴ある福祉サービスの在り方を構築することに寄与できることとなります。

以上、主なポイントを二つ程、挙げましたが、これからの課題としては、障害のある方を含めた利用者の皆さん方が、この法律をどのように使っていくかということになります。利用していく中で、様々な疑問点等が出てくることかと思いますが、是非、いろいろと意見を出していただいで議論しながら、利用しやすく、安定的で持続可能な制度としていきたいものです。

## 第25回(平成18年)「肢体不自由児・者の美術展」募集要項

- ①応募資格 肢体不自由児・者  
②応募要領 1人1点。グループ制作はご遠慮下さい。題は自由です。未発表のオリジナル作品に限ります。構図やデザイン等を模写した場合は原作者の了解を得てから出品して下さい。応募用紙は日本肢体不自由児協会ホームページよりダウンロードできます。  
応募用紙に必要事項を記入の上、制作風景の写真を貼付して下さい。応募用紙は作品には絶対にのり付けしないで下さい。  
応募作品の著作権は応募者に帰属しますが、主催者は応募作品を審査結果の発表及び広報のため等に無償で展示及び複写する権利を有します。
- ③募集作品 絵画・タイプ・コンピュータアート・書  
④審査 専門家を含む関係者をもって構成する審査会において作品種類別に分けて障害の種類、程度、年齢等を考慮して賞を定めます。  
⑤賞 優秀賞(60点以内。優秀賞の中から下記の特賞を各2名に贈呈します。)
- 厚生労働大臣賞、文部科学大臣奨励賞、東京都知事賞、全国肢体不自由養護学校長会賞、全国肢体不自由養護学校PTA連合会賞、全国肢体不自由児・者父母の会連合会賞、朝日新聞厚生文化事業団賞、毎日新聞社会事業団賞、NHK厚生文化事業団賞、ジェトロニクス国際賞、日本肢体不自由児協会賞、佳作賞(40点以内)

- 努力賞(30点以内。作品集掲載)  
審査委員特別賞 特に専門審査委員の推奨のあった作品に贈ることがあります。  
参加賞 応募された方全員に記念として参加賞を贈呈します。
- ⑥結果発表 平成18年12月7日(木)に特賞入賞者を招いて、表彰式を執り行い賞を贈呈します。その他の入賞者は賞状、副賞の発送をもって発表に代えさせていただきます。
- ⑦展示会 平成18年12月7日(木)～10日(日)までの4日間、東京芸術劇場展示ギャラリーにて開催します。その後、順次岩手県、新潟県、大阪府、島根県、福岡県、沖縄県等で巡回展示します。
- ⑧申込締切 平成18年9月20日(水) 当日消印まで受け付けます。
- ⑨応募先 〒173-0037 東京都板橋区小茂根1-1-7  
日本肢体不自由児協会 美術展係  
TEL 03-5995-4511  
FAX 03-5995-4515
- 主催：社会福祉法人日本肢体不自由児協会、各道府県肢体不自由児協会  
後援：厚生労働省、文部科学省、東京都、全国肢体不自由養護学校長会、全国肢体不自由養護学校PTA連合会、全国肢体不自由児・者父母の会連合会、朝日新聞厚生文化事業団、毎日新聞社社会事業団、NHK厚生文化事業団  
協賛：ジェトロニクス株式会社

## 「障害者自立支援法」のポイント

### 障害者施策を3障害一元化

現状  
・3障害(身体、知的、精神)ばらばらの制度体系(精神障害者は支援費制度の対象外)  
・実施主体は都道府県、市町村に二分化

- 法律による改革
- 3障害の制度格差を解消し、精神障害者を対象に
  - 市町村に実施主体を一元化し、都道府県はこれをバックアップ

### 利用者本位のサービス体系に再編

現状  
・障害種別ごとに複雑な施設・事業体系  
・入所期間の長期化などにより、本来の施設目的と利用者の実態とが乖離

- 33種類に分かれた施設体系を6つの事業に再編。あわせて、「地域生活支援」「就労支援」のための事業や重度の障害者を対象としたサービスを創設
- 規制緩和を進め既存の社会資源を活用

### 就労支援の抜本的強化

現状  
・養護学校卒業者の55%は福祉施設に入所  
・就労を理由とする施設退所者はわずか1%

- 新たな就労支援事業を創設
- 雇用施策との連携を強化

### 支給決定の透明化、明確化

現状  
・全国共通の利用ルール(支援の必要性を判定する客観的基準)がない  
・支給決定のプロセスが不透明

- 支援の必要性に関する客観的な尺度(障害程度区分)を導入
- 審査会の意見聴取など支給決定プロセスを透明化

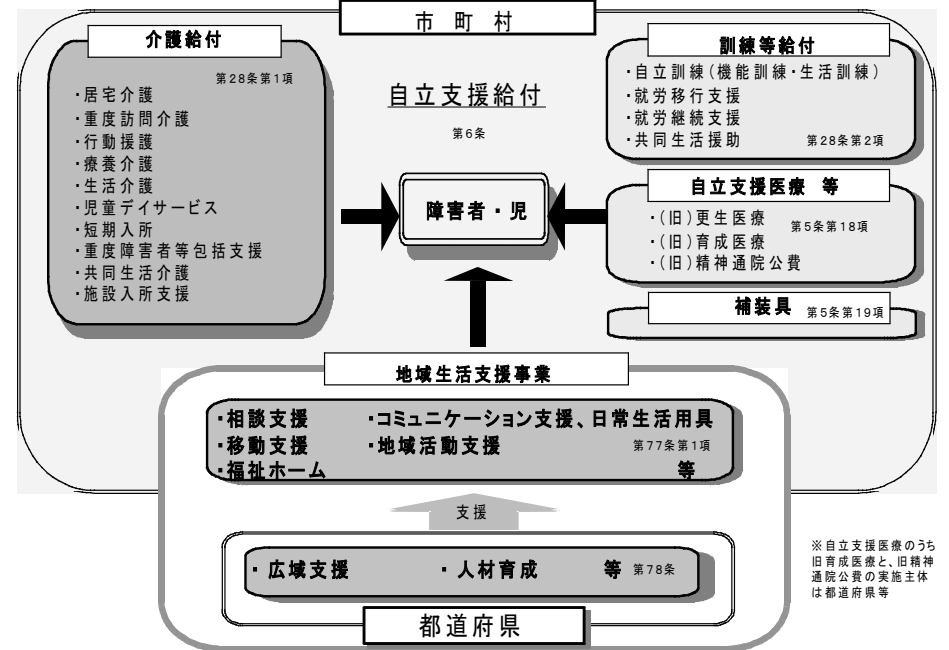
### 安定的な財源の確保

現状  
・新規利用者は急増する見込み  
・不確実な国の費用負担の仕組み

- 国の費用負担の責任を強化(費用の1/2を負担)
- 利用者も応分の費用を負担し、皆で支える仕組みに

自立と共生の社会を実現  
障害者が地域で暮らせる社会に

## 総合的な自立支援システムの構築



※自立支援医療のうち旧育成医療と、旧精神通院公費の実施主体は都道府県等

## 障害福祉サービス展開の考え方

○新サービス体系への移行に関する経過措置期間中(平成18年度~平成23年度)のサービス利用者の将来見通しを踏まえつつ、国は基本指針を定め、都道府県及び市町村は障害福祉計画を策定し、障害福祉サービスの計画的な基盤整備を進める。

### 1. 全国どこでも必要なホームヘルプサービスを保障

・立ち後れている精神障害者などに対するホームヘルプサービスの充実を図り、全国どこでも必要なホームヘルプサービスを保障

### 2. 希望する障害者に日中活動サービスを保障

・小規模作業所利用者の法定サービスへの移行等を推進することにより、希望する障害者に日中活動サービスを保障

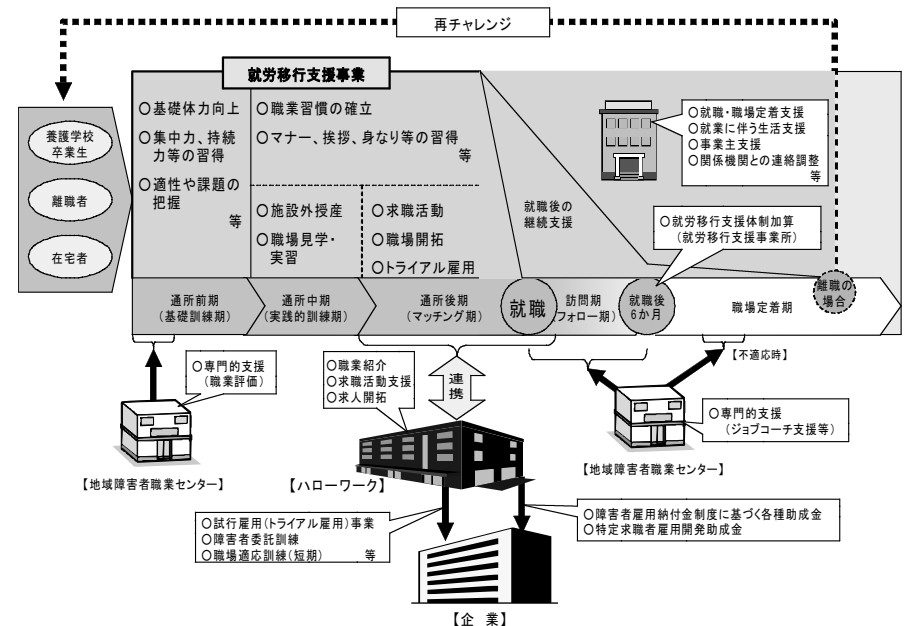
### 3. グループホーム等の充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進

・地域における居住の場としてのグループホーム・ケアホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、施設入所・入院から地域生活への移行を進める

### 4. 福祉施設から一般就労への移行等を推進

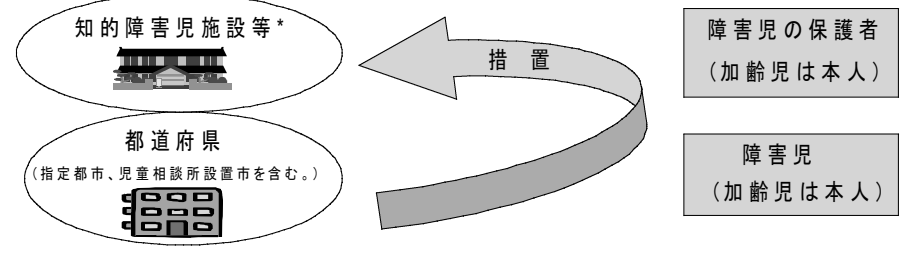
・就労移行支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大

## 就労移行支援事業と労働施策の連携

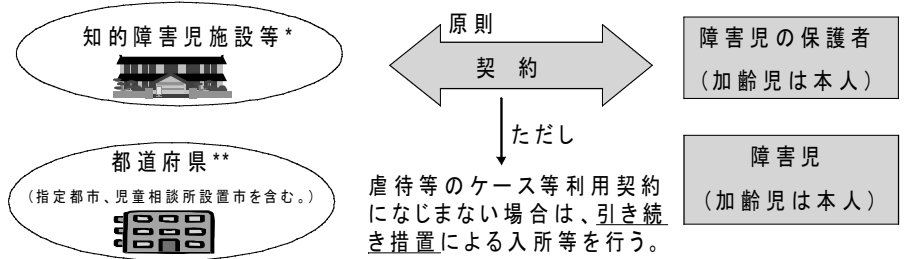


## 契約制度の導入について

現在



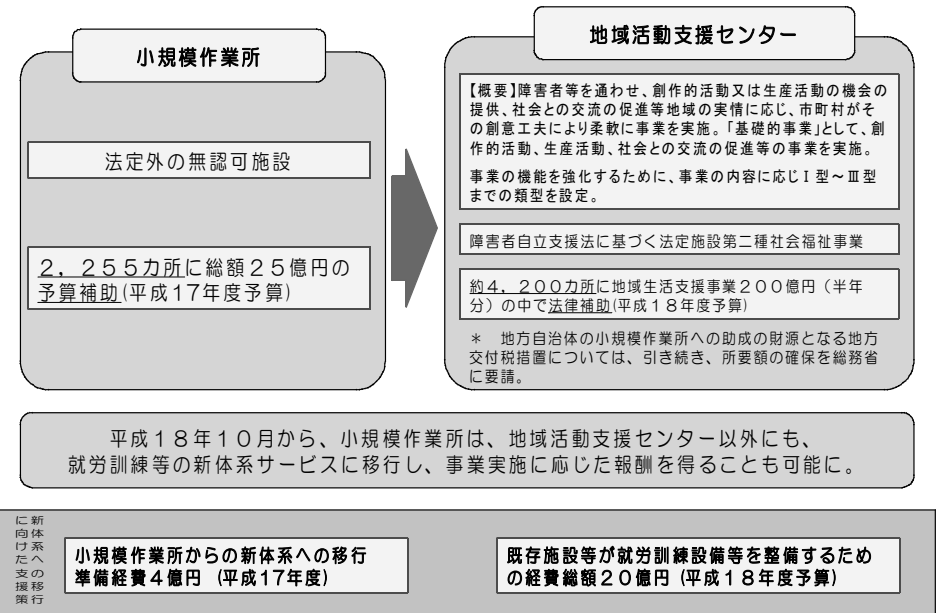
平成18年10月～



\*「知的障害児施設等」とは、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設をいう。

\*\*実際の事務は、児童相談所、福祉事務所において可能。各都道府県障害福祉担当主管課にお尋ねください。

## (小規模作業所から地域活動支援センター等への移行について)



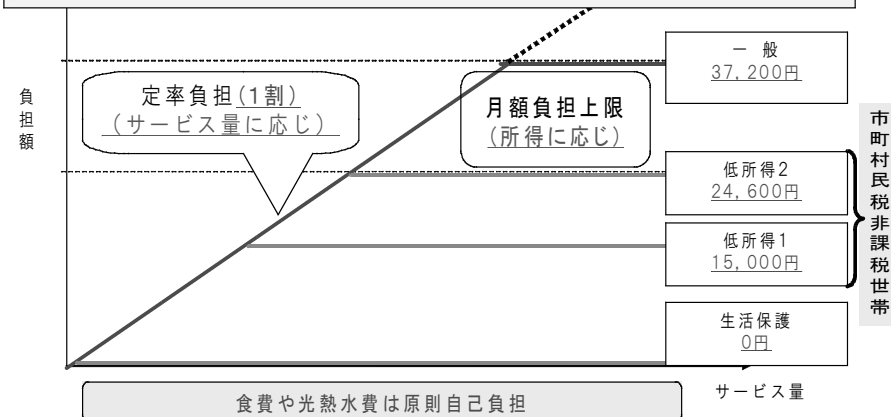
## (障害福祉サービスの利用者負担の見直し)

### — サービス量と所得に着目 —

所得にのみ着目した応能負担から、サービス量と所得に着目した負担の仕組みに見直す。

- 契約によりサービスを利用する者と利用しない者との公平を確保する。(障害者間の公平)
- 制度運営の効率性と安定性を確保する。(障害者自らも制度を支える仕組み)

これと併せて、国、都道府県の財政責任の強化を図る。



※ 負担上限の該当の有無は、各サービスに係る負担額の合計で計算する。

※ 精神関係の施設は、平成18年10月以降に、新施設・事業体系に移行したのから対象となる。移行までは、現行と同じ仕組み。

## 障害児の支給決定について

- 今回の障害者自立支援法においては、障害児については、
  - (1) 発達途上にあり時間の経過と共に障害の状態が変化すること、
  - (2) 乳児期については通常必要となる育児上のケアとの区別が必要なこと等、検討課題が多く、
  - (3) 現段階では直ちに使用可能な指標が存在しないこと、
 から、障害程度区分は設けないこととしているが、障害程度区分については今後の検討課題とされているところである。
- このため、障害児の支給決定は、現行の取扱いを基本的につつ、18年10月からの取扱いは次のとおりとする。
  - (1) 居宅介護、児童デイサービス、短期入所の申請があった場合、障害の種類や程度の把握のために、5領域10項目の調査(別紙1)を行った上で支給の要否及び支給量を決定する。  
 なお、短期入所については、現行の単価基準に準じて、次のとおり単価区分を適用する。  
 【区分3】①～④の項目のうち「全介助」が3項目以上又は⑤の項目のうち「ある」が1項目以上  
 【区分2】①～④の項目のうち「一部介助」が3項目以上又は⑤の項目のうち「ときどきある」が1項目以上  
 【区分1】区分1又は2に該当しない児童で、①～⑤のうち「ある」、「ときどきある」、「一部介助」又は「全介助」が1項目以上
  - (2) 行動援護の申請があった場合、12項目の調査等(別紙2)を行い、障害者の場合と同様、10点以上が対象となる。
  - (3) 重度障害者等包括支援(概ね15歳以上)については、106項目(障害者の認定調査項目と同じ)の調査を行い、市町村審査会に重度障害者等包括支援の対象となるのが相当であるかの意見を聴いた上で支給の要否を決定する。
  - (4) 重度訪問介護については、15歳以上で、児童福祉法63条の4の規定により児童相談所長が重度訪問介護を利用することが適当であると認め、市町村長に通知した場合、障害者とみなし、障害者の手続きに沿って支給の要否を決定をする。



障害児の調査項目(5領域10項目)

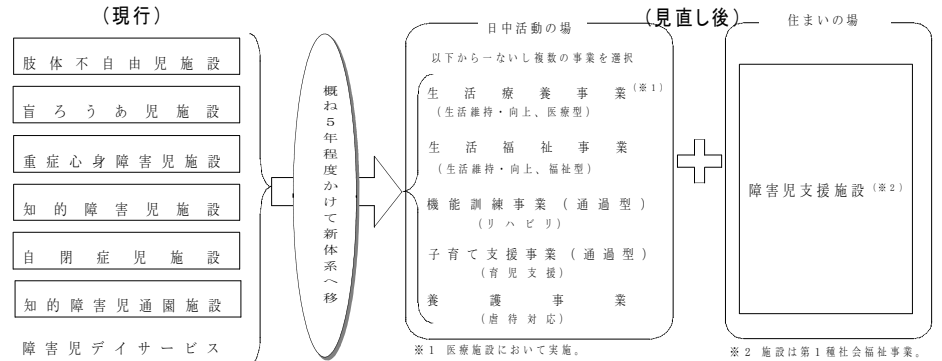
別紙1

項目	区分	判断基準
① 食事	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する。
② 排せつ	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 便器に座らせてもらうなど一部介助を要する。
③ 入浴	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 身体を洗ってもらうなど一部介助を要する。
④ 移動	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 手を貸してもらうなど一部介助を要する。
⑤ 行動障害 および精神 症状	・ある ・ときどきある	ほぼ毎日ある。 週1・2回程度以上ある。 (1)強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動。 (2)睡眠障害や食事・排せつに係る不適応行動。 (3)自分を叩いたり傷つけたり他人を叩いたり蹴ったり、器物を壊したりする行為。 (4)気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力が低下する。 (5)再三の手洗いや繰り返し確認のため日常動作に時間がかかる。 (6)他者と交流することの不安や緊張のため外出できない。 また、自室に閉じこもって何もしていない。

\* 通常の発達において必要とされる介助等は除く。

障害児施設、事業のサービス体系の見直し  
(概ね5年後施行を目途に3年以内に結論)

<見直しの方針>  
 ○ 措置権については、原則として都道府県から市町村に移譲し、大人の障害者と同様の制度に改める。  
 (※ 被虐待等の要保護性を有する障害児への入所について、現在、国会に法案が提出されている児童虐待防止対策を含む。児童福祉法改正の動向を踏まえた上で、概ね5年後の施行を目途に3年以内に結論を得る。)  
 ○ さまざまな年齢や障害程度の異なる児童が混在するなど、本来の施設の機能と入所児の実態の乖離を解消するため、サービス体系を機能に着目して再編し、効果的・効率的にサービスが提供できる体系を確立する。  
 (措置権移譲と同時期に着手)  
 ○ 教育と連携を図りつつ「発達支援・育児支援システム」を体系的に整備していくため、親の障害受容を促すための事業や適切な発達を確保していくための事業を実施する。



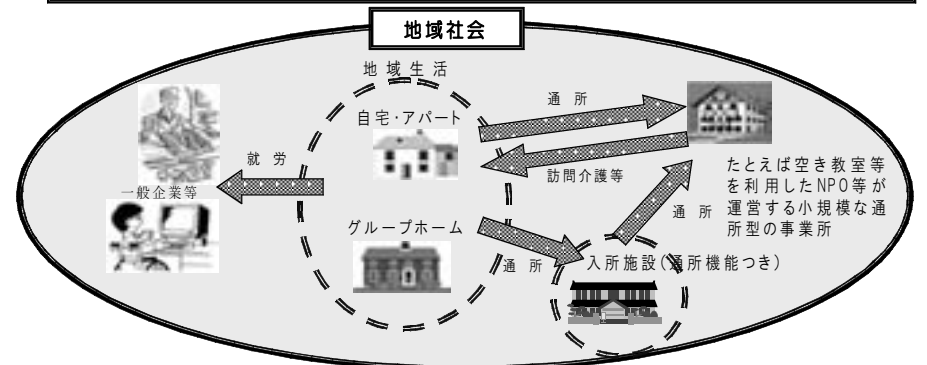
行動援護の調査等項目

別紙2

項目	判断基準
① 本人独自の表現方法を用いた意思表示。	1意思表示できる 2時々独自の方法でないと思意表示できない。 3常に独自の方法でないと思意表示できない。 4できない
② 言葉以外のコミュニケーション手段を用いた説明の理解	1日常生活においては、言葉以外の方法(ジェスチャー、絵カード等)を用いなくても説明を理解できる。 2時々、言葉以外の方法(ジェスチャー、絵カード等)を用いないと説明を理解できないことがある。 3常に、言葉以外の方法(ジェスチャー、絵カード等)を用いないと説明を理解できない。 4言葉以外の方法を用いても説明を理解できない。
③ 多動または行動の停止	1ない 2希にある 3月に1回以上 4週に1回以上 5ほぼ毎日
④ パニックや不安定な行動	1ない 2希にある 3月に1回以上 4週に1回以上 5ほぼ毎日
⑤ 自分の体を叩いたり傷つけたりするなどの行為	1ない 2希にある 3月に1回以上 4週に1回以上 5ほぼ毎日
⑥ 叩いたり蹴ったり器物を壊したりなどの行為	1ない 2希にある 3月に1回以上 4週に1回以上 5ほぼ毎日
⑦ 他人に突然抱きついたり、断りもなく物を持ってくる	1ない 2希にある 3月に1回以上 4週に1回以上 5ほぼ毎日(ほぼ外出のたび)
⑧ 環境の変化により、突発的に通常と違う声を出す	1ない 2希にある 3週に1回以上 4日に1回以上 5日に頻回
⑨ 突然走っていなくなるような突発的行動	1ない 2希にある 3週に1回以上 4日に1回以上 5日に頻回
⑩ 過食、反すう等の食事に関する行動	1ない 2希にある 3月に1回以上 4週に1回以上 5ほぼ毎日
⑪ 食べられないものを口に入れること	1ない 2ときどきある 3週に1回以上 4ほぼ毎日
⑫ てんかん発作	1月に1回以上 2週に1回以上

自立と共生の地域社会づくり  
 ~ 障害のある人が普通に暮らせる地域社会づくり ~

- ・ 障害者が自立して普通に暮らせるまちづくり
- ・ 地域に住む人が、障害の有無、老若男女を問わず、自然に交わり、支え合うまちづくり



# 障害者の就労支援施策の動向

厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課

市川 浩 樹

## 1 はじめに

本年度4月より障害者雇用対策課に配属となりました市川と申します。昨年度までは就労支援の現場にいました。現場にいた時は、ここ1～2年の障害者の就労支援の動きの大きさと早さに追いつくので精一杯という感じでしたが、就労支援の新たな息吹も実感しておりました。そして今、制度設計に係る場へ異動してみると、省庁、部局を超えた連携の施策が次々と用意され、現場レベルでは苦勞していた労働、福祉、教育の連携について、実効ある支援ができる土壌づくりを本格的に国として取組みだしたと感じています。

大きな流れとしては、3点ほどあげられると思います。1点目は「障害者雇用促進法」の一部改正などの見直し、2点目は「自立支援法」の流れです。3点目は文部科学省を中心とした「特別支援教育」の推進です。この3点について、雇用施策側の視点から整理したいと思います。

## 2 「障害者雇用促進法」の一部改正

「障害者雇用促進法」の一部改正（平成18年4月1日施行、一部は平成17年10月1日施行）については、第48回埼玉大会においてすでにご案内しているところですが、大きくは次の3つのポイントがあります。

- (1) 精神障害者に対する雇用対策の強化
- (2) 在宅就業障害者に対する支援
- (3) 障害者福祉施策との有機的な連携等

(1)の「精神障害者に対する雇用対策の強化」については、精神障害者（精神障害者福祉手帳所持者）を雇用率制度の適用対象とすることです。精神障害者の短時間労働者（週20時間～30時間未満の労働）については、1人をもって0.5人分とすることにもなりました。このことによって、雇用率未達成企業の中で、精神障害者は雇用率算定外なので採用には消極的な姿勢であった企業においても採用を検討対象となっていくと思われます。

(2)の「在宅就業障害者に対する支援」については、在宅就業障害者に仕事を発注する事業主に対して、一定のインセンティブ（特例調整金・特例報奨金）が支給されたり、事業主が在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する支援を行う団体として厚生労働大臣に申請し、登録を受けた法人）を介して在宅就業障害者に仕事を発注する場合にもインセンティブが支給されることとなります。移動困難な障害を持ち、就業の可能性を検討している障害者により仕事を獲得の機会が拡大されることになりそうです。

(3)の「障害者福祉施策との有機的な連携」については、自立支援法における「就労移行支援事業」や「就労継続支援事業」との連動を念頭におき、次の取組を展開しています。

### ① 地域障害者就労支援事業の実施

ハローワークが福祉施設等と連携して、就職を希望する個々

の障害者に応じた支援計画に基づき、一貫して就職支援を行うモデル事業を実施。（平成18年：全国10ヶ所）

### ② 企業ノウハウを活用した福祉施設における就労支援の促進

障害者雇用実績のある企業関係者の知識・経験等を活用して福祉施設に対し、企業での雇用についての理解の促進、就労支援に関するノウハウの向上を図る事業を実施。

### ③ ジョブコーチ助成金制度の創設（平成17年10月施行）

福祉施設がノウハウを活かしてより効果的な職場適応援助を行うために、現行制度を見直し、ジョブコーチ助成金制度を創設。

### ④ 障害者就業・生活支援センター事業の拡充

雇用、保健、福祉、教育等関係機関との連携の拠点となり、就業面と生活面の両面にわたる一体的な支援を行う障害者就業・生活支援センターを増設。（平成17年度：90センター→平成18年度110センター）

### ⑤ 社会福祉法人等を活用した多様な委託訓練の実施

障害者の一般就労への移行支援に取り組んでいる社会福祉法人等に委託して、就職を促進。

以上のように、福祉施策との有機的連携については、そのメニューを拡充したところですが、さらには、平成18年4月に「福祉施設等における一般雇用に関する理解の促進等障害者福祉施策との連携の一層の強化について」という通達を発し、福祉的就労から一般雇用への移行の促進等、雇用と福祉の一層の連携強化を図っています。

## 3 「特別支援教育」との連動

ハローワークは、就職を希望する生徒の就職支援を効果的に進めるため、養護学校等が行う「個別的教育支援計画」の策定に協力するとともに、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等の労働関係機関や地域の関係機関を含めた支援体制の構築を図ることになりました。また、就職ガイダンスや職場実習先の開拓、企業ノウハウを持つ就労アドバイザーを派遣し、企業就労に係る必要な情報提供が行えるようにすることになります。在学中からのハローワークと学校との連携が一層強化されることになり、スムーズな卒業後の就労と定着支援への移行を目指すこととなります。

## 4 「自立支援法」の施行を踏まえた雇用と福祉の一層の連携

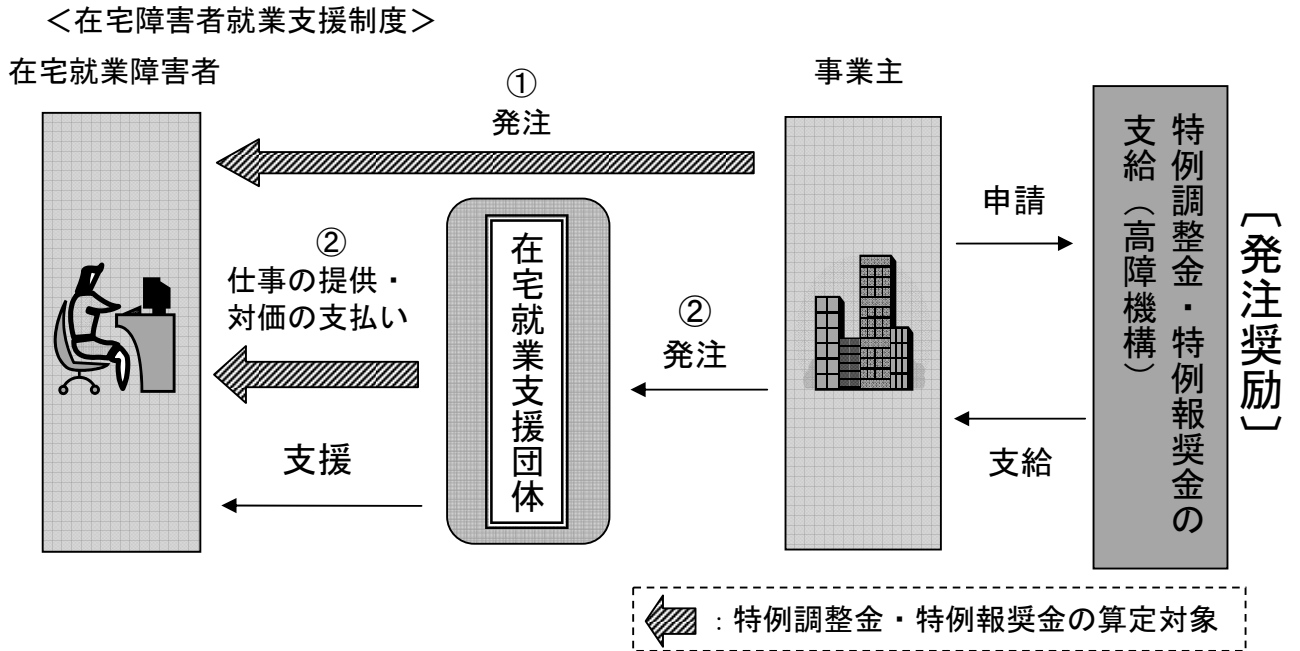
2の(3)に触れているように、ハローワークが主体となって、福祉的就労から一般雇用へ移行が促進されるように、就労移行支援事業予定者との連携関係を確立し、当該事業を利用する障害者の円滑な就職や、離職した障害者の再就職チャレンジに向けた、継続的な支援の構築を図ることになります。

## 5 まとめ

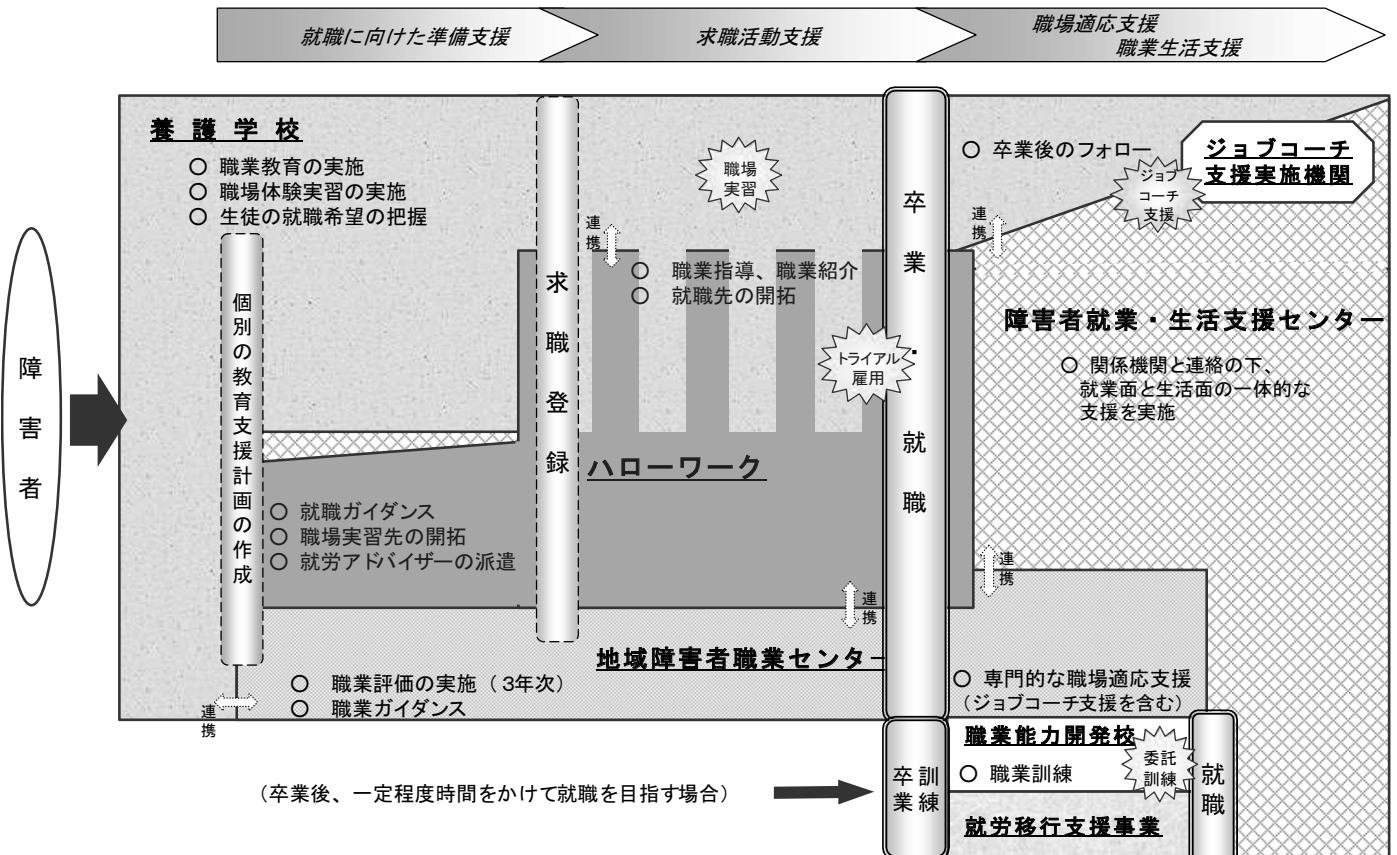
以上概観したように、労働行政としては、積極的に教育、福祉の関係機関と連携した就労支援を積極的に打ち出しています。養護学校等とは在学中からの積極的な関わり、福祉施設とは自立支援法に基づく、施設体系に合わせ福祉的就労から一般就労への福祉施設のチームによる支援、また、再就職を含めた継続的支援という取り組みもあります。

このような大きな施策の変化について、我々は関係機関同士の連携だけではなく、利用者が安心してサービスを利用できるように、分かりやすく伝える義務もあると考えています。養護学校等の連携の中には、保護者、家族に対してのガイダンスの実施も検討しているところです。新たなサービスが実効あるものとなるように、連携による支援について丁寧に取り組んでいきたいと考えています。

## 参考資料



## 養護学校等卒業者が就職・定着するまでの標準的な支援



# 未来へつながる岐阜大会

～ようけ(多く)の皆様のお越しを待っています～

岐阜県立関養護学校 P T A

会長 奥田和子

水と緑に包まれた美しい街、岐阜市。中心部を名水百選にも選ばれた清流長良川が流れ、春から秋にかけて1300年の歴史をもつ古代漁法の鵜飼が行われています。また、岐阜市のシンボルでもある金華山の頂きには信長が天下統一の拠点とした岐阜城があり、現在放映中の大河ドラマ「功名が辻」でもしばしば登場しています。

平成18年度は、「21世紀に生きる子どもたちの、生きがいと自立を支える特別支援教育・肢体不自由教育および社会づくりの推進のため、P T A活動はどうあればよいか」という研究主題のもと、この様な自然と歴史のある中で平成18年度第49回「岐阜大会」を開催します。大会第1日目は、来年度50周年を迎えるにあたり記念鼎談を設け、3名の先生方に全肢P連・肢体不自由教育の歴史についてお話して頂きます。また、昨年の全肢P連役員会で分科会のテーマを改正し、今年度はじめて岐阜大会で開催になります。「子どもたちをとりまくネットワーク」というテーマのもと研究協議をして頂きます。第2

日目のシンポジウムでは、岐阜県の保護者から提案発表を致します。内容を、文部科学省、厚生労働省よりご助言を頂くとともに、今後の国の動向についても伺い出来ると思います。岐阜と国の動向を広く皆様にも聞いて頂きまして、また、会場の皆様からご意見・ご質問を頂き、より充実したものにしたいと思っております。

現在、中部ブロックの学校P T Aの応援を受けて、岐阜県内の肢体不自由養護学校2校のP T Aが一丸となって盛大な大会になるよう準備を進めています。岐阜大会スタッフ一同、心より皆様のご参加をお待ちしております。この機会に岐阜の自然、文化、歴史にも親しんでいただければと思います。

多数の方々のご参加を得まして、平成19年度の50周年記念大会への橋渡しが立派にできますように思っておりますので、宜しくお願い申し上げます。

## 編集後記

平成18年度は学校教育法が今国会で一部改正になり、歴史的な始まりとなったようです。その事をふまえ特別支援教育課の下山調査官にいつもよりページ数を増やし寄稿して頂きました。内容は保護者の方に伝えたいとかなり詳しいものになっております。また、厚生労働省の社会援護局の茅根専門官ならびに雇用対策課の市川専門官が赴任された事からご挨拶を兼ねて寄稿を頂きました。第49回の全国大会「岐阜大会」に例年通り分科会の指導助言者としてご臨席くださいます。この会報は岐阜大会のシンポジウムの資料としてもご活用頂けます。平成18年、19年は特殊教育の改革として歴史に残ることと思いますので、より充実した大会となりますように全国から大勢のご参加をお願い致します。

《事務局長 佐竹京子》

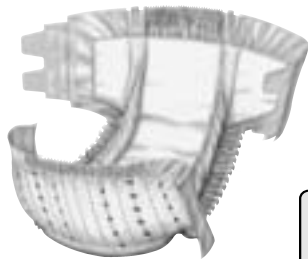
## リブドゥ テープ止めタイプ ジュニア

ベビー用より大きく大人用より小さいサイズ

スキマのモレをガードします

ヒップサイズ

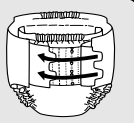
50cm~80cm



- 身体の丸みにあわせたカタチ
- 左右に広げた立体ギャザー
- 前後のしっかりガードギャザー
- 強度のある粘着テープ

優れたポイント

ヒップサイズが小さい方には、白いテープの上に重ねてつけられるので、より身体にフィットします。



消臭ポリマー配合

## リブドゥ はくパンツ® 男女兼用 ジュニア

ベビー用より大きく大人用より小さいサイズ

安心のたっぷり吸収

やわらかくはきやすい

ウエストサイズ

45cm~60cm



- しっかりガードギャザー
- パッドピットリゾーン
- 吸収量大幅アップで安心
- ソフトギャザー
- 全面通気シート
- ふんわりやわらか素材

消臭ポリマー配合

サンプル請求／宅配購入を、ご希望の場合は(株)ハーベスト フリーダイヤル **0120-062-055**

お申し込みの際「養護学校生」とお伝えください。

●テープ止めタイプジュニア1袋(34枚入)…2,780円 ●はくパンツジュニア1袋(24枚入)…1,980円 ※いずれも消費税、送料込み

商品、試供品に関するお問い合わせは(株)リブドゥコーポレーション マーケティング部 フリーダイヤル:0120-271-361



株式会社リブドゥコーポレーション 〒541-0048 大阪市中央区瓦町1丁目6番10号